

土地改良事業等

工期設定要領

北海道農政部

土地改良事業等 工期設定要領

1 目的

この要領は、北海道農政部が発注する請負工事の工期設定に際し、週休2日及び国民の祝日を踏まえた適正な工期の設定方法や関連事項等について定める。

2 工期設定

(1) 運用

工期の設定にあつては、下記のア. 又はイ. による。

ア. 標準的な工事における工期設定は別表「(標準) 工期算定日数表」による。

イ. 種々の地区条件によりア. の別表による工期設定が難しいと判断される場合は、準備期間や施工に必要な日数を積上げて、工期を設定する。この場合の算出手法等については(3) 工期の設定による。

(2) 用語の定義

【工期】

工事の始期から工事の終期までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼動日、後片付け期間の合計をいう。

【準備期間】

施工に先立って行う、労務、資機材の調達、調査、測量、設計図書照査、現場事務所の設置等の期間であり、工事の始期から直接工事費に計上されている種別・細別について工事着手するまでの期間をいう。

【施工に必要な実日数】

種別・細別毎の日当たり施工量と積算数量、施工の諸条件（施工パーティ数、施工時間など）により算出される実働日数のことをいう。

【不稼動日】

休日(土日、祝日、年末年始休暇及び夏期休暇)、降雨日、降雪日、出水期や現場状況（地形的な特性、地元関係者や関係機関との協議状況、関連工事等の進捗状況等）を考慮した作業不能日数をいう。

【後片付け期間】

施工終了後の自主検査、後片付け、清掃、書類整理等の期間をいう。

【雨休率】

休日(土日、祝日、年末年始休暇及び夏期休暇) と降雨降雪日等の年間の発生率をいう。

(3) 工期の設定

ア. 別表「(標準) 工期算定日数表」による設定

1) 標準的な工事等については、各工事の工事価格（請負工事費－消費税等相当額）に対応した別表の（標準）工期算定日数表を用いて設定する。

最終工期日の決定は、10日刻みとし、端数は原則として切り上げとする。

また、最終工期日が土日祝日にかかる場合は、その土日祝日の前日とする。ただし、工期日数は当初の工期（標準工期）算定日数を下回らないよう留意すること。

イ. 準備期間や施工に必要な日数の積上げに基づき設定

工期の算出については、下記項目 1) から項目 5) の合計を工期日数とする。

最終工期日の決定は、10日刻みとし、端数は原則として切り上げとする。

また、最終工期日が土日祝日にかかる場合は、その土日祝日の前日とする。ただし、工期日数は当初の工期（積上げ工期）算定日数を下回らないよう留意すること。

1) 準備期間

準備に要する期間は、準備に必要な最低限必要な日数とし、40日を基本とする。

基本期間内での準備が終了しないと想定される工事にあつては、適切な準備期間を設けること。

2) 施工に必要な実日数

施工に必要な実日数は、土地改良事業等積算基準に示す日当たり標準作業量等を用いて当該工事の数量を施工するのに必要な日数を算出する。その際、パーティ（p t）数は基本1 p tで設定することとするが、工事全体の施工の効率性や完成時期などの外的要因も考慮の上、パーティ数を変更しても良い。

特注品・受注生産品等の製作に必要な日数は、適宜その必要日数を加算する。

他工事と工事場所・進入道路等が集中するため休止・待機がある場合、営農による施工時期等の制約や関係官公庁・工事に伴う関係者との協議・調整による施工時期等の制約がある場合、翌債・ゼロ国などで契約後すぐに施工出来ない場合などは、施工条件明示を行うとともに、適宜その必要日数を加算する。

3) 雨休率の算出

雨休率は「0.7」とする。

ただし、地域特有の条件があれば、過去5カ年の気象庁の降水量データを基に算出することができる。

過去5カ年の気象庁の降雨日（アメダスデータより）より算定した雨休率（係数）

(2012/1/1～2016/12/31)

No.	箇所	振興局	雨休率	No.	箇所	振興局	雨休率
1	札幌市	(石狩)	0.72	8	稚内市	(宗谷)	0.69
2	函館市	(渡島)	0.68	9	網走市	(オホーツク)	0.65
3	江差町	(檜山)	0.69	10	室蘭市	(胆振)	0.68
4	倶知安町	(後志)	0.80	11	浦河町	(日高)	0.69
5	岩見沢市	(空知)	0.72	12	帯広市	(十勝)	0.67
6	旭川市	(上川)	0.68	13	釧路市	(釧路)	0.69
7	留萌市	(留萌)	0.69	14	根室市	(根室)	0.68
全 道							0.70

【雨休率算出の方法】

・休日と降雨降雪日の年間の発生率を設定する。(暴風等の気象における地域の実情を考慮しても良い)

・休日は、土日、祝日、年末年始休暇【6日】及び夏期休暇【3日】とする。

・降雨降雪日は、1日の降雨・降雪量雨が10mm以上/日の日とし、過去5年の気象庁のデータより年間の平均発生日数を算出。休日と降雨降雪日の年間の日数を算出し、雨休率を設定する。

※雨休率を見込んだ不稼働日数の算出（例）

例：不稼働日数＝施工に必要な実日数（100日）×雨休率0.7＝70日

その結果、施工日数は100日×1.70＝170日となる。

4) その他の不稼働日

休日及び降雨・降雪日以外の不稼働日数には、次のことを考慮する。

ア. 工事の性格の考慮

工事を行うにあたっては、その工事特有の条件がある。その条件によっては、その条件を考慮した工期設定を行う必要があり、その条件に伴う日数を必要に応じて加算する。

イ. 地域の実情の考慮

当該工種を行う地域によっては、何らかの理由（例：地域の祭りなど）により施工出来ない期間等がある場合は、それに伴う日数を必要に応じて加算する。

ウ. その他

上記ア. イ. 以外の事情がある場合は、必要に応じて加算する。

5) 後片付け期間

後片付け期間は、工種区分毎に大きな差が見受けられないことから、20日を最低限必要な日数とし、工事規模や地域の状況に応じて設定するものとする。

※農業土木工事においては、その地域や箇所の特性等から、工種や工事金額規模が同じであっても、必ずしも必要な工期が同じになるとは限らないことに注意すること。

(4) 工期設定の条件明示

設定された工期に特記事項がある場合には、特記仕様書においてその条件を明示すること。

工事の全部を一時中止した期間については、工事期間から除外する。

※例・工事の性格、地域の実情、自然条件等で日数を見込んだ場合。

・その他、特記すべき事項がある場合。

(5) その他

設計変更（拡大設計変更を含む）により、工事価格に増減が生じた場合の工期については、現発注工事の進捗状況を判断の上、必要に応じて工期の変更も行うこと。

(別表)

(標準)工期算定日数表

H29制定

(日)

工事価格 (千円)	ほ場整備	農地造成	農道改良	農道舗装	水路工	河川及び 排水路	管水路	畑かん 施設	環境整備	海岸	その他 土木(1)	その他 土木(2)
10,000 ～12,000まで	88	95	84	62	83	83	84	94	89	94	97	78
～14,000まで	91	99	89	66	87	88	88	98	94	99	103	84
～16,000まで	94	103	93	70	90	91	91	102	99	103	107	88
～18,000まで	97	107	97	73	94	95	95	106	102	107	112	93
～20,000まで	100	110	101	76	96	98	98	109	106	110	116	97
～22,000まで	102	113	104	79	99	101	100	112	110	113	120	101
～24,000まで	104	116	108	82	101	104	103	115	113	116	123	104
～26,000まで	106	119	111	84	104	107	106	117	116	119	127	108
～28,000まで	108	121	114	87	106	110	108	120	119	122	130	111
～30,000まで	110	124	116	89	108	112	110	122	122	124	133	114
～32,000まで	112	126	119	91	110	115	112	125	124	127	136	117
～34,000まで	113	128	122	93	112	117	114	127	127	129	139	120
～36,000まで	115	131	124	96	114	119	116	129	129	131	142	123
～38,000まで	117	133	126	98	115	121	118	131	132	133	144	125
～40,000まで	118	135	129	99	117	123	120	133	134	135	147	128
～45,000まで	121	139	134	104	121	128	124	137	139	140	153	134
～50,000まで	125	143	139	108	125	132	128	141	144	144	158	140
～55,000まで	128	147	144	112	128	136	132	145	149	148	164	145
～60,000まで	130	151	148	116	131	140	135	149	153	152	168	150
～65,000まで	133	155	152	120	134	144	138	152	157	156	173	155
～70,000まで	135	158	156	123	137	147	141	155	161	159	177	159
～75,000まで	137	161	160	126	139	151	144	158	165	163	181	164
～80,000まで	140	164	164	129	142	154	147	161	168	166	185	168
～85,000まで	142	167	167	132	144	157	149	164	171	169	189	172
～90,000まで	144	170	170	135	147	160	152	167	175	172	193	176
～95,000まで	146	172	174	138	149	162	154	169	178	174	196	180
～100,000まで	147	175	177	141	151	165	157	172	181	177	200	183
～110,000まで	151	179	183	146	155	170	161	176	186	182	206	190
～120,000まで	154	184	188	151	159	175	165	180	192	187	212	197
～130,000まで	157	188	193	155	162	179	169	185	197	191	218	203
～140,000まで	160	192	198	159	165	184	173	188	202	195	223	209
～150,000まで	162	196	203	164	169	188	176	192	206	199	229	215
～160,000まで	165	199	207	168	172	192	179	195	211	203	233	220
～170,000まで	167	203	212	171	174	195	183	199	215	206	238	226
～180,000まで	170	206	216	175	177	199	186	202	219	210	243	231
～190,000まで	172	209	220	179	180	202	189	205	223	213	247	235
～200,000まで	174	212	224	182	182	205	191	208	226	216	251	240
～250,000まで	183	226	241	198	194	220	204	221	243	231	271	262
～300,000まで	192	238	257	211	204	233	215	233	258	243	287	281
～300,001以上	199	248	270	224	212	245	225	243	271	254	302	298

注1) 工事価格＝請負工事費－消費税等相当額

注2) 本表の各日数については、準備・後片付け及び雨休率を含んでいる。

注3) 工種区分は、土地改良事業等請負工事の価格積算要領の別表1工種区分及び環境整備工事価格積算要領による。

注4) 10,000千円未満については、別途考慮する。

注5) 海岸の標準工期日数は、供用係数(船舶)ランク1で算定しているので、ランク1以外の場合は日数を補正すること。

また、供用係数については、「土地改良事業等工事積算基準 Q海岸保全 Q～3100 供用係数」による。

(例) 供用係数ランク3の場合、補正標準工期日数＝標準工期日数×(2.05/1.65)

(例) 供用係数ランク8の場合、補正標準工期日数＝標準工期日数×(3.20/1.65)